

聖籠町補助金等チェックシート (評価結果まとめ)

令和3年7月

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
1	1	総合政策課	301	結婚新生活支援補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（告知の時期の早期化、他自治体との優位性の明確化、不正受給防止策を講じること）
委員会の意見	国が支援するから実施するのではなく、町が実施すべきと考えるから国の支援を活用するのである。町が実施すべき必要性を整理するとともに、事業目的の明確化を図られたい。	
個別意見	・国が支援するから、または他自治体が実施するから、町が実施するのではない。〇〇の理由で町が実施すべきと考えるから国の支援を活用するのである。町として事業を実施する目的や理由が必ずしも明確でないため、それらの再構築を図ったうえで、目的達成や費用対効果を測る指標を確立して、継続すべきと考える。 ・制度設計を明確にしておく。 ・新規事業の周知活動は町内外へ盛大にPRすることが重要。 ・該当者への周知徹底が課題であると思われる。 ・告知時期をなるべく早めることを希望。 ・大変良い事業だと思います。 ・新規事業としては良い事業である。 ・今後の利用率を見たうえで事業の拡大等検討が必要。 ・他市町村と比較した場合の優位性も必要。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	・本事業は優先順位で採択するため窓口受付のみとしているが、仮に郵送であっても町が受領した時点で優先順位が決まるのなら、窓口に限定する理由にはならない（将来的なDXにも非対応）。

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 1	・ 国が補助をするから町は実施するのではなく、「結婚の後押しを図る」目的のために町が関与すべきと考えるから国の支援を活用するのである。論理が逆
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 5 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 1	・ 再婚者も対象になるのに「基本的に新婚世帯」というのは意味が不明であり、補助条件は明確にすべきである。 ・ 結婚と離婚を複数回繰り返した場合など、不正防止対策を図られたい。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 1	・ 「結婚の後押し」という目的に対する効果があったか否か客観的な数値等で評価すべきである（被補助者へのアンケート調査等）。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 1	・ 補助金として投じた費用に対して、「婚姻数や町内人口の増」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	・ ただし、国の交付要綱のみならず、当該補助金に対する町民意見なども踏まえて事業の見直しに取り組むべきと考える。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 2	・ 「全額補助は国が言っているから」ではなく、町としてなぜ補助率補助ではないのかの考え方を用意しておくべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
2	1	長寿支援課	701	老人クラブ連合会等活動費補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（活動実態の把握、事業内容の明確化、老人に対する多様な活動の支援の取り組み。）
委員会の意見	担当課は被補助者の活動実態を把握するとともに、事業内容を明確化、公表に努め、また、老人の多様な活動の支援となるような事業展開を図られたい。	
個別意見	・国が法で定めるから実施するのではなく、〇〇の目的のために町として実施するという論理構成をとるべきである。老人福祉法の規定が努力規定であるなら、実施しなければならない訳ではない。補助金という手法が、〇〇の目的のために必要かつ最善であることを、根拠をもって示す必要がある。そのうえで、目的達成や費用対効果を測る指標を確立して、継続すべきと考える。 ・町として事業費補助として補助する以上、町内における公平性を確保する観点からも、最低限、各老人クラブの活動実態を把握しておく必要があると考える。 ・各団体の活動状況を明確にされたい。 ・各老人クラブ収支を明確に提出してもらい、再度見直し。 ・活動実態はどうか。 ・一律の補助ではなく各団体の実績に応じた補助金に切り替える。 ・老人クラブの在り方について町で指導して行く事を検討してもらいたい（会員減少対策）。 ・高齢化が進む中会員数が減少している原因を探るべき。事業の見直しを行い、会員の声を反映させるべきと考える。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・何が対象外経費となるか要綱等で明示すべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額（一定割合）以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備すべきではないか。

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・均等割（50,000円）や事務的経費（10,000円）が定額である場合、それらを事業費補助とする理由が不明。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 1	・国が法で定めるから実施するのではなく、〇〇の目的のために町として実施するという論理構成をとるべきである。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 2 × 3	・事業費補助である以上、補助対象とする事業を明確にするべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 1	・「会員相互の融和」や「健康増進」という目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える（健康年齢等のデータ）。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 1	・国が法で定めるから実施するのではなく、町としての〇〇という目的のために当該事業が最善という論理構成をとるべきである。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 3 × 2	・補助金として投じた費用に対して、例えば「健康増進」という目的にどれだけの効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 1	・国が法で定めるから実施するのではなく、町として〇〇のニーズがあるために当該事業を実施するという論理構成をとるべきである。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 1	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 1 × 4	・補助率がないということは、運営費補助そのものでないか。 ・老人福祉法で自治体は老人クラブを支援すべきとはあるが、補助率1/2を超える場合は具体的理由を示すべき。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
3	1	議会事務局	101	政務活動費交付金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	→その他（積算根拠を明確にすること）
委員会の意見	交付額（月額 1 万円）の積算根拠を明確にし、提示されたい。	
個別意見	・他議会の交付額のみを拠り所とするのではなく、まずは町として交付額の積算根拠を確立し提示するべきと考える。 ・月額 1 万円の積算根拠の明確化。 ・コロナ禍の状況であり活動制限される中、ネットの普及に伴い自宅での調査研究できる時代になっている。 ・実績払いによる補助金とするべき。 ・議会だよりを読むと一部重複するテーマに取り組む姿勢を感じる。町政全体の課題に向かえば有効性を感じる。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・町税等の滞納者に対する扱いは検討されたい（政務活動費は地方自治法上では義務規定ではなく「できる」規定である）。 ・チェックする必要あり。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・議員の所得状況と政務活動とは連動しないものと考えられる。 ・確認する必要あり。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して 2～3 年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 1	・ ただし年12万円の根拠が「他議会を勧案して」では、他が増減すれば町も増減するなど、主体性がない。町としての積算根拠が必要である。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 1	・ ただし町の年12万円という額の積算根拠がなければ、12万円が多額であるという主張には反論できない。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 1	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 1 × 4	・ 町の年12万円という額の積算根拠がなければ、12万円が多額であるという主張には反論できない。 ・ 金額の前に、そもそも議員さんの人数が多いのでは？（議会で否決されたいと思いますが常に検討してもいいと思います。） ・ 担当課の説明に「県内他町村議会と比較し最高額で、情勢を踏まえた見直しが必要と思われる」とあるが、何故見直しを実施しない？
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 2	・ 年12万円の根拠が「他議会を勧案して」では、他が増減すれば町も増減するなど、主体性がない。町としての積算根拠が必要である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
4	1	総務課	201	集会用施設建設経費補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（決算・利用状況の把握、施設の位置付けを明確にし公表すべき）
委員会の意見	決算や施設の利用状況から実態を把握し、本事業に対する施設の位置付けを災害時の役割や機能とともに明確にし、町民に知らしめるべきである。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「コミュニティ活動の活性化」や「自発的な地域づくり」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例利用者に対する事前事後のアンケート比較）。 ・各集落の決算状況を明確にし、利用状況、集会所の耐用状況などを加味する補助率にすべき。 ・集会所は集落のコミュニティの形成の場であることから集落の自発的な経費負担が有ってもよいのでは。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・主導的立場にある役員の町税等の滞納と集会用施設建設とは連動しないものと考えられる。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 利用頻度、目的の明確化を求む。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	・ （担当課説明：すべての行政区を対象にしている）そうでなければならない。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 3 × 2	・ 「活用されている」とする根拠は何か。施設の利用状況等を把握すべきと考える。 ・ 利用状況が不透明
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 3 × 2	・ 補助金として投じた費用に対して、「コミュニティ活動の活性化」や「自発的な地域づくり」という効果にどれだけ影響を与えたかを示すべきである。 ・ 各集落の公会堂利用状況を明確に把握してもらいたい。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 1	・ 避難所機能を踏まえた事業を進めるべき。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 1	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ バリアフリー化は緊急を要するため高補助率としているものと思料。 ・ バリアフリー化の推進に向けた取組を。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
5	1	総務課	202	小中学校相互交流派遣事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	廃止	→費用対効果を念頭に、別の方法による交流を検討すべき
委員会の意見	本事業には相手方のいることなので、一方的に廃止できない事情は推察するが、事業の効果が不明確である。費用対効果を念頭に、相互交流にこだわらず、他の方法を検討されたい。	
個別意見	・有効性の検証及び手法の見直しが不十分であると見受けられ、廃止を含めて再度検証が必要であると思料される。 ・仮に事業を継続するのであれば、「多様性を受入れ、文化の違いを超えて協力し合える若者の育成」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 訪問児童・生徒に対する事前事後のアンケート比較）。 ・ハルビン市との違う交流の仕方を検討してください。 ・この制度が開始され20年以上が過ぎた。活動実績が見えない。近年国際情勢の変化に伴い情報はどこにいても瞬時に得ることができる。当初の異文化相互理解を目的とした交流は薄れたと考える。 ・一部の修学旅行の感が否めない。 ・一部の人がしか参加できない事業は廃止して補助金を小中学生が参加するボランティア活動などに変えてはどうか。 ・一応の効果はあったのか。 ・子供たちに国際的なと思っているのならもっと英語とか、みんながふれあえる所に予算を使ってほしい。 ・廃止もしくは一旦中止を提案する。 ・今後の廃止方向でいくべきである。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・町税等の滞納者に対する扱いは検討されたい（補助を行うにせよ行わないにせよ、町としての考え方が必要である）。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・保護者が高所得者である場合の扱いは検討されたい（補助を行うにせよ行わないにせよ、町としての考え方が必要である）。

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 2	・ 成果が見られない。
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 1	・ なくてもよい。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 5 × 1	・ 違う形を希望。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 3 × 3	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 2	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 2 × 4	・ 目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える（好感反応も数値化すれば客観性を帯びる）。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 3 × 3	・ 本事業が、「多様性を受入れ、文化の違いを超えて協力し合える若者の育成」という目的について、Zoom会議や国際交流員の活用など他の手段より優れている理由・考え方を示すべきである。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 2 × 4	・ 補助金として投じた費用に対して、「多様性を受入れ、文化の違いを超えて協力し合える若者の育成」にどれだけの効果があったかを指標等を用いて示すべきである。 ・ 評価方法。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 2 × 4	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 2 × 4	・ 新型コロナ禍の中であれば、実際に訪問するのではなく、Zoom会議等の手段で交流・意見交換はできるものとする。今年度を実施しなかった、というのは手法等の見直しが不十分ではないか。 ・ 見直しが必要。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 3 × 3	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 6 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 6 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 6 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
6	1	町民課	501	保護司連絡協議会補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（目的、補助内容の明確化、事業費補助への移行）
委員会の意見	目的に対する効果という意味で補助内容の明確化を図ること。啓発事業等などに対する事業費補助への移行を検討すること。	
個別意見	・本事業は、地方財政法第28条の2の規定に抵触するのではないか、と懸念される。早急にその適否について検討され、事業を継続するのであれば、同条に抵触しない考え方を整理すべきである。整理できない場合は廃止すべきと考える。 ・事業を継続するのであれば、「安心安全な地域社会を築くため」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 保護司、犯罪防止活動や更生保護活動の町民意識のアンケート）。 ・ボランティアの活動であることから保護司からの補助率アップの要望もないので現状維持が妥当。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・補助金は具体的にどのような運営費に充当されているのか。それらを事業化すれば事業費補助と位置づけることができるのではないのか。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	・研修事業という事業費補助ではないのか。
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	・補助金は具体的にどのような運営費に充当されているのか。それらを事業化すれば事業費補助と位置づけることができるのではないのか。

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 6 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 1	・ 本来は国（法務省）が実施すべき事業を町が肩代わりで行うことについて、地方財政法第28条の2に抵触するのではないか、と懸念される。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 6 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 6 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 6 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 6 × 0	・ ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える（保護司に対する町民の認識も数値化すれば客観性を帯びる）。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 6 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して「安心安全な地域社会を築くため」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 6 × 0	・ ただし、何をもって測っているのか不明である。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 1	・ 本来は国（法務省）が実施すべき事業を町が肩代わりで行うことについて、地方財政法第28条の2に抵触するのではないか、と懸念される。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 0	・ ただし、補助金は具体的にどのような運営費に充当されているのか。それらを事業化すれば事業費補助と位置づけることができるのではないか。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 1	・ 本来は国（法務省）が実施すべき事業を町が肩代わりで行うことについて、地方財政法第28条の2に抵触するのではないか、と懸念される。
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 1	・ 事業費補助と位置づけられるのであれば、補助率の概念を用いることもできると思料される。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 1	・ 本来は国（法務省）が実施すべき事業を町が肩代わりで行うことについて、地方財政法第28条の2に抵触するのではないか、と懸念される。

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
7	1	東港振興室	901	企業立地奨励金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	将来の税の増収効果や町民の雇用が促進されるなど、本事業の費用対効果を示すことができるのではないかと。その効果について町内外に公表すべきである。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「町税収入の安定」「町民雇用の拡充」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである。 ・費用対効果を明確にしていきたい。 ・町民雇用の促進に努めてもらいたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	・（担当課説明：申請書類が多いため、窓口申請が基本）申請書類が多いからこそ、オンライン申請にも対応できるように検討が必要ではないか。

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 6 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 6 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 6 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 6 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 6 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 6 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える（4年目以降の税込増加額、町内雇用者数等）。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 6 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して「町税収入の安定」「町民雇用の拡充」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 6 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 6 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 6 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 6 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 6 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
8	2	保健福祉課	601	聖籠町社会福祉協議会助成金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	地域福祉の向上にどれだけ貢献しているか、また、その費用対効果について測る指標を確立し、町民等対外的に示す必要がある。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「地域福祉の向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 地域福祉サービスに関する町民意識のアンケート）。 ・活動内容 予算書等 具体的な資料を提示してほしい。 ・杉の子の家が運営する販売所「きずな」においては、一人でも多くの障がいのある方に就労経験を積んでもらい、生産活動や就労に必要な知識や能力を高めることで、就労継続支援や一般就労への移行を目指すように努めてもらいたい。その他の自立出来る為の訓練の場をもうけることが町の施策にしてもらいたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・何を対象経費とし何を対象外経費とするか考え方を整理した上で、要綱等で明示すべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・そもそも社会福祉協議会が税等を滞納することがあるのか。水道料金等が挙げられるのであれば、滞納者制限を検討すべきではないか。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合には減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・助成される人件費でもって行われる事業を明確にして事業化すれば、事業費補助と位置づけることができるのではないか。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	・ただし、運営費不足分補填補助であるならば、被補助者の自主財源確保努力を萎えさせるのではないか。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「地域福祉の向上」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	・ただし、地域福祉に関するニーズについて何をもって測っているのか不明である。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	・ただし、運営費不足分補填補助であるならば、被補助者の自主財源確保努力を萎えさせるのではないか。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
9	2	保健福祉課	602	民生委員児童委員協議会補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	地域福祉の向上にどれだけ貢献しているか、また、その費用対効果について測る指標を確立し、町民等対外的に示す必要がある。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「地域福祉の向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 地域福祉サービスに関する町民意識のアンケート）。 ・社会情勢適合性・将来性欄に 地域におけるニーズがある。との記載があるがその根拠は？ ・民生委員児童委員の需要が年々高まる中で、そのなり手は慢性的に不足している。原因を究明し、早めに手を打たなければならない時期にきている。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・何を対象経費とし何を対象外経費とするか考え方を整理した上で、要綱等で明示すべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・委員の活動により行われる事業を明確にして事業化すれば、事業費補助と位置づけることができるのではないか。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	・ただし、運営費不足分補填補助であるならば、被補助者の自主財源確保努力を萎えさせるのではないか。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、運営費不足分補填補助であるならば、被補助者の自主財源確保努力を萎えさせるのではないか。ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「地域福祉の向上」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	・ただし、民生委員・児童委員に関する地域におけるニーズについて何をもって測っているのか不明である。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	・ただし、活動費不足分補填補助であるならば、被補助者の自主財源確保努力を萎えさせるのではないか。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
10	2	子ども教育課	1001	聖籠町学校給食費補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「子育て世帯の負担軽減」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 補助金による子育て世帯の負担軽減の寄与の調査）。 ・他市町村との差別化を図る為対象の拡充を検討して頂きたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・（担当課説明：低所得世帯へは就学援助で給食費の助成があるので所得制限は不要）一方で、高額所得者に対して助成する理由如何（本補助金が「子育て負担軽減」という目的について高額所得者へ効果があるのか）。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「子育て世帯の負担軽減」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 1	・例えば事業実施後3年目でニーズ調査や費用対効果を測ったうえで、事業を継続するか否かは判断することが必要と考える。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 1	・（担当課説明：政策的観点から全額補助）ただし、これでは「町の政策的観点ならば、いかようにも補助率を設定しても適切」ということになり、説明の意味をなさない。むしろ「なぜ（1/2ではなく）全額なのか」を説明すべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
11	2	子ども教育課	1002	中学校通学用ヘルメット購入補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「子育て世帯の負担軽減」または「ヘルメット装着率の向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 補助金による子育て世帯の負担軽減の寄与の調査）。 ・もっと安全性の高いヘルメットや着帽時の快適なヘルメットに変えてはどうか。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「子育て世帯の負担軽減」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 1	・例えば事業実施後3年目でニーズ調査や費用対効果を測ったうえで、事業を継続するか否かは判断することが必要と考える。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
12	2	生活環境課	401	聖籠町交通安全母の会交付金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「町民による交通安全活動の推進」「各家庭における交通安全意識の高揚」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 町内における交通事故発生件数の推移、「母の会による事業」に関する町民意識のアンケート）。 ・交通安全の啓発活動方法を再考し充実を図って頂きたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	・（担当課説明：担当課が事務局を兼ねている）補助者と被補助者が同一というのは、適正な補助金の交付を図る観点から、第三者の介在などにより改めるべきではないか。

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「町民による交通安全活動の推進」「各家庭における交通安全意識の高揚」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	・ただし、「母の会による事業」に関するニーズについて何をもって測っているのか不明である。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
13	2	生活環境課	402	新発田地区交通安全協会聖籠支部交付金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「交通安全運動の充実」（ひいては交通事故件数の削減）という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 町内における交通事故発生件数の推移、「聖籠支部による事業」に関する町民意識のアンケート）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	・（担当課説明：担当課が事務局を兼ねている）補助者と被補助者が同一というのは、適正な補助金の交付を図る観点から、第三者の介在などにより改めるべきではないか。

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「交通安全運動の充実」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	・ただし、「聖籠支部による事業」に関するニーズについて何をもって測っているのか不明である。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
14	2	生活環境課	403	聖籠町LED防犯灯設置試行事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	一挙にLED化することで電気料金を抑えるとともに、明るさも増すことで防犯効果等の向上も期待できるため、「事業の拡大」も検討すべきである。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「夜間における犯罪抑止・通行安全確保、環境負荷軽減」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 町内における夜間での交通事故や犯罪の発生件数・防犯灯点灯に要した電気代の推移）。 ・節電 防犯に役立つため事業を拡大して頂きたい。また、不法投棄防止にも効果が有ると考えます。 ・一挙にすべてLED化することで電気代の節減につなげることも一つの手では？	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「夜間における犯罪抑止・通行安全確保、環境負荷軽減」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて評価すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
15	2	生活環境課	404	スズメバチ駆除補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・ 今後もデータを取り補助金の金額を設定して頂きたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 1	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 1	・ただし、毎年度における町内におけるスズメバチの巣の発生件数を把握し年度ごとの推移は把握しておくべきである。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
16	2	生活環境課	405	ごみステーション整備事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（補助率の見直し）
委員会の意見	1/2 を超える補助率の設定については、相応の理由が必要と考える。災害時等の緊急対応を除き、修繕や更新については1/2 とされたい。	
個別意見	・ 1/2 を超える高率補助は、緊急に整備を要するためのものとの考え方としても、修繕については1/2 にすべきではないかと考える。この場合、公平性の観点から、設置後の第1回目修繕までは現行の高率補助とするものの、第2回目以降の修繕からは1/2 の補助率に変更することも一方策と考える。 ・ 各集落の特徴を把握し補助率等を変更して頂きたい。使い方が悪くて修繕頻度が高い、塩害により修繕頻度が高い等。 ・ 1/2 の補助が妥当である。設置当初は緊急性があり補助は多くて当然であるが、各集落で管理される今日、保全を高める意味で1/2 にするべき。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・（担当課説明：審査しているが規定はない）むしろ、予見性確保のため、要綱等において「ごみステーションの設置、修繕と関連のある経費」を規定してそれに限定すべきではないか。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 2 × 2	・ 設置・修繕費用について「半分は個人の美しく清潔な環境の整備、半分は公共の環境の整備」という考え方から、1/2補助にすべきではないか。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 2 × 2	・（1/2を超える）高率補助は、緊急に整備を要するためのものとの考え方としても、修繕については1/2にすべきではないか。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 2 × 2	・（1/2を超える）高率補助は、緊急に整備を要するためのものとの考え方としても、修繕については1/2にすべきではないか。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
17	2	生活環境課	406	自主防災組織活動助成金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「地域防災力の向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例　〇〇資機材の整備率、使用技能をもった人数）。 ・今後も町内の防災に寄与して頂きたい。 ・ほとんどの集落で組織化がなされているようだが、中には活動の実態が見えてこない集落もあり、集落によってこの事業に対する温度差が見られる。防災資機材の購入も大事だが、住民の防災意識を高める啓発活動や避難訓練等の取り組みなどの費用に充ててはどうか。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 2 × 2	・（担当課説明：上限3万円（補助率100%））「最低限3万円は要する防災資機材を緊急に整備する」という考え方によるものか。補助率100%の理由を整理されたい。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 0	・ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「地域防災力の向上」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて評価すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 4 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
18	2	生活環境課	407	管理不全空き家除却費補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（制度運用の見直し）
委員会の意見	事業創設（平成28年度）以来、なぜ、実績がなかったのか、要因分析を行い、制度運用の見直しを実施したうえで事業継続をされたい。	
個別意見	・抜本的な見直しで町民の安全を守って頂きたい。 ・実績がなかったことを踏まえ現制度を見直し人口減少対策や、除却の方法について検討されたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「公共の危険の排除」という考え方から所得制限を設けていないのか。制限を設けない理由を整理されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 2 × 2	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 4 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 3 × 1	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 3 × 1	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 3 × 1	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 1	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 3 × 1	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 4 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
19	3	産業観光課	801	聖籠町遊休農地対策事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（補助率の見直し）
委員会の意見	補助率折半の考え方から補助率を1/2以内に改められたい。また、担当課も同旨の意見を持っていることから早急に取り組まれたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、補助率の見直しを早急に取り組まれたい。また、「耕作放棄地の減少」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 町内における耕作放棄地の面積の動向）。 ・遊休地を解消する為だけの事業なのか、遊休地を解消する事でメリットが有ることを示してもらいたい。 ・10a当たり23万の補助は他市町村と比べても多額である。2/3→1/2に変更することを目指してもらいたい。 ・補助率を1/2に統一。見直しした方が良い。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・資力のある耕作者にまで補助する理由如何。なければ制限をすべきである。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 2 × 5	・ 補助率の見直しは早急に取り組まれたい。 ・ 1/2にすべき。 ・ 1/2? ・ 補助率を1/2に統一。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	・ （担当課説明：意欲のある農業者を対象としている）意欲を評価するのは難しい。客観的な判断を求める。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 1	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「耕作放棄地の減少」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。 ・ 遊休地を解消し問題が解決出来た場合が有効性で補助金が無駄なく執行される事は当然の事であり有効性では無い。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	・ 要望調査をデータ化し公表すべきである。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 4	・ 補助率の見直しは早急に取り組まれたい。 ・ 補助率は見直すべき。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 4	・ 補助率の見直しは早急に取り組まれたい。 ・ 補助率は見直すべき。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
20	3	産業観光課	802	土地改良事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（周知の徹底）
委員会の意見	実績がない要因の一つは周知不足にあるのではないかと。土地改良区経由で町に相談を受ける体制とのことだが、町としても関係する農業者へ周知すべきと考える。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「高品質な農作物の生産維持・安定供給」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 補助対象者における生産額・売上額等の動向）。 ・公平性の補助対象者に広く周知してもらう為に、土地改良区のみ周知ではなく、広く農家に伝わる方法を検討する。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・補助事業の活用のためには、土地改良区のみならず、関係する農業者へ周知すべきと考える。 ・周知不足は解消すべき。 ・補助金の活用にむけて周知した方がよい。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・規定を設けるべき。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 2	・ 執行後は、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。 ・ （担当課説明：未執行で効果測定は不可能）効果測定は不可能で【適】は無し。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 6 × 1	・ （担当課説明：これ以上の手段はない）対象者が積立等実施すれば手段はある。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 1	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「高品質な農作物の生産維持・安定供給」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。 ・ 執行していない為適とは言えない。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	・ ただし、例えば執行後3年目で費用対効果を測ったうえで、事業を継続するか否かを判断することは必要と考える。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
21	3	産業観光課	803	農林水産振興事業費補助金（町単事業）

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（農業者の）経営の安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 補助対象者における収量や売上金額の動向）。 ・補助金を受給する農家の収入を考慮した補助にすべき。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・（担当課説明：JAを通じ栽培農家へ周知）町民全体に周知することも公平性の一つ。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・資力のある農業者にまで補助する理由如何。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 6 × 1	・ さくらんぼ、ぶどう農家のみが対象
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ ただし、目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「作業コストの低減・経営の安定供給」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
22	3	産業観光課	804	農産物販売促進事業助成金

委員会による評価

事業の方向性	廃止・見直しのうえ継続	→赤字補てん的な補助は削減・廃止
委員会の意見	【両論併記】 令和３年度中に聖籠地場物産(株)に対する方針を決められたい。 廃止：法人の自立のためにも赤字補てん的な性格を持つ補助金は廃止すべきである。 見直しのうえ継続：赤字補てん的な補助は削減すべき。また、町民の知らないところで事業継続すべきでない。とれたて市場の状況（聖籠地場物産（株）の経営状況）を開示・公表すること。	
個別意見	・仮に事業を継続するのであれば、「地場農産物の販売促進・農業者の経営安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 補助対象者における地場農産物の販売額の動向）。 ・補助率を下げ存続について検討すべき。 ・令和３年以内に町の方針を決められたい。 ・地場物産（株）の経常収支を公表の上赤字補てん的なようであれば廃止もありえるのでは。 ・赤字補助はやめるべき。 ・赤字補てんのための補助金はやめるべき。法人の自立のためにも。 ・赤字補てんは町としてはすぐやめるべきである。 ・改善意思がない様な場合、町民の判断を問う。	

委員指摘事項

１ ファクトチェック（事実確認）

（１）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（２）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・何を対象経費とし何を対象外経費とするか考え方を整理したうえで、要綱等で明示すべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・対象経費を明確にすれば、補助される額の積算根拠を確立することができ、また、定率補助への移行も考えられる。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 3	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 5 × 2	・対象経費を明確にすれば、補助される額の積算根拠を確立することができ、また、定率補助への移行も考えられる。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 2	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 3 × 4	・目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 3 × 4	・行政（町）が支援する理由がなければ、早急に廃止を検討すべきと考える。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 3 × 4	・加えて、補助金として投じた費用に対して、「地場農産物の販売促進・農業者の経営安定」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 6 × 1	・（担当課説明：農家の所得確保という意味ではニーズがある）所得確保という観点は理解できるが、ニーズ、将来性を踏まえた事業展開が重要。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 2	・廃止に向けた検討を進められたい。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 6 × 1	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
23	3	産業観光課	805	担い手育成強化対策事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（客観的データの把握・公表）
委員会の意見	認定農業者の育成強化に向け、本事業の有効性・効果を測るため、農業者にアンケートを取るなど客観的データの把握に努め、結果について町民に公表されたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「認定農業者の育成強化（あるいは認定農業者の農業経営の改善）」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 認定農業者における収量や売上金額の動向、アンケート調査）。 ・講習・研修名、受講者数を把握しアンケートを実施するなど今後についてデータ化してもらいたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・対象者だけに周知すればよい考えは公平性を欠く。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	・（担当課説明：農業委員会が事務局であり）補助者と被補助者が同一というのは、適正な補助金の交付を図る観点から、第三者の介在などにより改めるべきではないか。

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・研修事業が補助対象であるなど対象経費を明確にすべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・補助される事業を明確にして事業化すれば、事業費補助と位置づけることができるのではないかと。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	・ 対象経費を明確にすれば、補助される額の積算根拠を確立することができ、また、定率補助への移行も考えられる。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 3 × 4	・ 目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 1	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「認定農業者の育成強化」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 6 × 1	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	・ 客観的なデータで事業の効果を測るべきである。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
24	3	産業観光課	806	団体及び組織等育成対策事業補助金（堆肥利用組合）

委員会による評価

事業の方向性	廃止	
委員会の意見	町が補助する理由が不明であり廃止すべきである。	
個別意見	・そもそも町が堆肥利用組合に対して補助する理由が不明である。理由が明確にならないのであれば、廃止すべきである。 ・廃止すべき。 ・町が組合に対して補助する理由がない。 ・町が組合に対して補助する理由が不明確である。 ・仮に事業を継続するのであれば、例えば「消費者への農産物拡大・農家経営の向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 認定農業者における収量や売上金額の動向）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	・（担当課説明：特に位置付けられていない）「堆肥利用組合の円滑な運営・活動」が、町にどのようなメリットがあるのか、明確にすべきと考える。
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	・助成される経費でもって行われる事業を明確にして事業化すれば、事業費補助と位置づけることができるのではないかと。
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 3	・「堆肥利用組合の円滑な運営・活動」が、町にどのようなメリットがあるのか、明確にすべきと考える。
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 3	・「堆肥利用組合の円滑な運営・活動」が、町にどのようなメリットがあるのか、明確にすべきと考える。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 3	・「堆肥利用組合の円滑な運営・活動」が、町にどのようなメリットがあるのか、明確にすべきと考える。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 3	・「堆肥利用組合の円滑な運営・活動」が、町にどのようなメリットがあるのか、明確にすべきと考える。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 2	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 3	・目的に対する効果があがったか否かを客観的な数値等を用いて評価すべきと考える。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 3 × 4	・そもそも町が堆肥利用組合に対して補助する理由が不明である。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 2 × 5	・補助金として投じた費用に対して、例えば「消費者への農産物拡大・農家経営の向上」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 3 × 4	・そもそも町が堆肥利用組合に対して補助する理由が不明である。 ・他の組合も同じことを望んだら補助することになるのか？
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 4	・そもそも町が堆肥利用組合に対して補助する理由が不明である。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 3 × 4	・そもそも町が堆肥利用組合に対して補助する理由が不明である。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 2	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 4	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 2	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
25	3	産業観光課	807	有機堆肥利用助成補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「循環型農業の推進」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 堆肥利用量の動向）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・町民に広く周知すべき。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・「繰越金が一定額以上の場合は減額することができる」旨の規定の整備を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「循環型農業の推進」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	・効果的なデータを示すべき。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 6 × 1	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
26	3	産業観光課	808	ほ場整備園芸試験推進事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「高収益作物の導入による複合周年経営化・産地化の推進」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 高収益作物の収穫量や売上額の動向）。 ・補助率の見直しを求める。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「高収益作物の導入による複合周年経営化・産地化の推進」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	・ただし、1/2を超える補助率については、対外的に説明できる理由が必要である。 ・1/2以内にすべき。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
27	3	産業観光課	809	大豆等生産振興補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（事業計画、積算根拠の把握及び公表）
委員会の意見	事業計画がない中、どうやって予算化したのか。新規事業で実績がどうなるか不明であっても、予算化のための計画や積算根拠を持つべきであり、どのような事業を行っているのか町民に対し公表をすべきである。	
個別意見	・今後事業を継続するのであれば、「複合経営による担い手の大豆・麦の生産振興」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 大豆・麦の作付面積や収穫量、売上額の動向）。 ・補助金額が多額すぎる。実施後データ化し補助率の見直しを図る方法が良いと思う。 ・補助額の積算根拠を明確にする。 ・1人に対する補助額が高すぎるのでは？（190万円） ・R3開始なので、補助金に対して成果があるのかどうか。 ・12人に対して2,300万円、1人190万円だけ知ると驚くので、数値として納得できる型になるといい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・規定すべき。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・規定すべき。

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○6 ×1	・品目が限定されている。
	町が関与すべき事業である	○7 ×0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○7 ×0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○5 ×2	・対象外の生産者は対象外の為非公正性。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○7 ×0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○7 ×0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○7 ×0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○7 ×0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○7 ×0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○7 ×0	・見直しの際は事業計画書を作成の事。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○7 ×0	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○7 ×0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○7 ×0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○7 ×0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
28	3	産業観光課	810	聖籠町松くい虫伐倒駆除（くん蒸）処理補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・被害状況等を考慮し増額、減額を決定すべきと考えます。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
29	3	産業観光課	811	船だまり利用者協議会振興事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（補助対象者の決算状況に応じた補助支出への見直し）
委員会の意見	補助対象者である協議会の繰越額がおよそ30万円と多額のため、決算状況に応じた補助支出への見直しを図られたい。	
個別意見	・今後事業を継続するのであれば、「港湾施設の機能増進」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 小型船だまり利用者へのアンケート）。 ・活動内容を確認しても補助金が必要な活動は見当たらない。減額ののち廃止すべき。 ・繰越金が多くあるのに、補助対象となるのか。決算状況を考慮して見直しする。 ・決算状況を見ると、補助金を廃止してもよさそう。 ・補助率の理由も不透明さを感じる。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・（担当課説明：事務局（産業観光課））補助者と補助対象者が同一であるのは、不透明な経理の疑念を招きかねないので、第三者の介在など透明性を確保する方策を検討されたい。
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・例えば、予算規模の一定割合を超える繰越金がある場合に補助額を減額できる規定など、決算状況に応じた補助の制限を検討されたい。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 3	
	町が関与すべき事業である	○ 3 × 4	・ 補助者と補助対象者が同一であるのは、不透明な経理の疑念を招きかねないので、第三者の介在など透明性を確保する方策を検討されたい。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 4	・ （担当課説明：協議会設立時に、町及び漁協の協議により、それぞれ同額での定額補助としている）額の積算根拠の確立など補助額についての合理的理由を確立されたい。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 6 × 1	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 6 × 1	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 2	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 3 × 4	・ 関係する利害関係者（漁協等）と協議のうえ、同協議会の自主的運営について検討する必要があると考える。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 2	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「港湾施設の機能増進」という目的にどれだけ効果があがったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 6 × 1	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 6 × 1	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	・ （担当課説明：船だまり周辺に釣り客を呼び込むことで、観光収入の増加につながる）補助金が無くても釣り人は来ます。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
30	4	産業観光課	812	聖籠町商工会運営事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（積算根拠の明確化）
委員会の意見	早急に補助額の積算根拠を明確にすべきである。	
個別意見	・早急に補助額の積算根拠を明確にすべきである。 ・事業を継続するのであれば、「（商工会による）商工業の活性化」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 商工会会員に対する効果を測るアンケート調査）。 ・補助金額の根拠を示して頂きたい。 ・審議会で提出されたアンケートの回答率が低く通常であれば回答率を上げる工夫がされても良いはずだが今回は意欲を感じなかった。 ・積算根拠を明確にする（長年7,000千円という補助金が続いているが、この金額の根拠は何か？） ・他市町村と比べ一般会計当初予算との比率が高すぎる。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・商工会における実態を把握の上、補助金交付要綱に規定すべきである。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 4 × 3	・ 補助額の積算根拠を明確にすべきである。 ・ 商工会からの言い値であれば×と思う。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、「商工業の活性化」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 3 × 4	・ 補助額の積算根拠を明確にした上で、補助額が妥当であるか検証すべきである。 ・ 見直しを行う事で透明化が図られる。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 3	・ 補助額の積算根拠を明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
31	4	産業観光課	813	新潟県信用保証協会保証料補給

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）中小企業の経営の安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、利用者の事業継続率）。 ・補助金の効果を明確にしてほしい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・規定を検討すべきである。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・規定を検討すべきである。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「中小企業の経営の安定」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
32	4	産業観光課	814	中小企業振興資金利子補給

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	中小企業振興資金利子補給、中小企業不況対策特別資金利子補給等の利子補給事業について、担当課から、事業者が分かりやすく借りやすいように制度変更を検討すると説明があったため、内部での検討を期待し、その間は現状のまま継続とする。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）中小企業の経営の安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、利用者の事業継続率）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「中小企業の経営の安定」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
33	4	産業観光課	815	中小企業不況対策特別資金利子補給

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	中小企業振興資金利子補給、中小企業不況対策特別資金利子補給等の利子補給事業について、担当課から、事業者が分かりやすく借りやすいように制度変更を検討すると説明があったため、内部での検討を期待し、その間は現状のまま継続とする。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）中小企業の経営の安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、利用者の事業継続率）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「中小企業の経営の安定」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
34	4	産業観光課	816	中小企業人材育成事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）従業員の資質向上、能力開発、技術力向上」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、受講者の資格取得数（率））。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「従業員の資質向上、能力開発、技術力向上」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 2	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
35	4	産業観光課	817	聖籠町小規模企業起業・創業支援事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	小規模企業振興の町における目的、効果をあらためて整理されたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）小規模企業者の経営安定による地域経済の活性化」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、小規模企業者の町内経済への貢献度の動向）。 ・新発田市の空き店舗等出店や村上市の建造物保存など、地域の実情に合ったケースには補助金の増額を検討してはどうか。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「小規模企業者の経営安定による地域経済の活性化」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
36	4	産業観光課	818	小規模事業者経営改善資金利子補給

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	小規模企業振興の町における目的、効果をあらためて整理されたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）小規模企業者の経営安定による地域経済の活性化」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、小規模企業者の町内経済への貢献度の動向）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「小規模企業者の経営安定による地域経済の活性化」という目的にどれだけ効果があつたかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
37	4	産業観光課	819	新型コロナウイルス感染症対策特別融資利子補給

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見		
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）中小企業の経営の安定」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、利用者の事業継続率）。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「中小企業の経営の安定」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
38	4	産業観光課	820	聖籠町暮らし応援事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（周知の徹底）
委員会の意見	事業の使い勝手をよくする工夫とともに、更なる周知徹底をされたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）地域経済の活性化、定住対策（ＵＩターン）、空き家対策」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 利用者に対する効果を測るアンケート調査、ＵＩターン者数・空き家数の動向）。 ・事業の周知徹底を図られたい。 ・メニューが細かすぎる。 ・全ての老若男女が公平に補助金を受けられる制度にしてはいかがか。 ・町の活性、事業所も活気あふれるととても良いことかと思えます。 ・「応募多数の場合は抽選」とあり、その点で迷う人もいるので、補正予算で対応するという方向であるならば、抽選の表現を変えられるのでは。	

委員指摘事項

１ ファクトチェック（事実確認）

（１）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（２）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して２～３年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「地域経済の活性化、定住対策（ＵＩターン）、空き家対策」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
39	4	産業観光課	821	聖籠町観光協会運営事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（コロナ対策を踏まえた適正な事業実施）
委員会の意見	観光事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた適正な事業の実施に努められたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）観光振興、産業・経済・文化の発展」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 観光客へのアンケート調査）。 ・夏祭り事業拡大は町外の認知度上昇に繋がると考える。 ・積算根拠を明確に。 ・新型コロナを踏まえた開催としてもらいたい。 ・従来通りの町の各種イベントが本当に必要なのか、実施可能なのか検討する良い機会である。 ・子供たちの発表の場、よさこいがなくなったりしたのは、とてもさみしい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	・規定を検討すべきである。
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	・規定を検討すべきである。
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「観光振興、産業・経済・文化の発展」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
40	4	産業観光課	822	さくらんぼまつり実施事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（まつりの状況把握）
委員会の意見	イベントによる経済効果ひいては本補助金の効果を測るため、特価販売分だけでなく、各農家個別販売分の売り上げなど、さくらんぼまつり全体の状況把握に努めるべきである。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業による）観光農業の振興」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 観光客へのアンケート調査）。そのためにも、まずは前提情報として、イベント事業によるさくらんぼ農家の売上額を把握すべきである。 ・イベント時の売上額の把握が出来ないのは不透明。今後も同じ状況であれば減額。 ・収入が発生する事業に対してデータの把握など情報不足。 ・直売所の販売高を明確にする。 ・JAとの負担割合の検討。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 6 × 1	・ただし、さくらんぼ農家の収入にどれだけ貢献したかを把握すべきである。 ・さくらんぼまつりの有効性は示されていない。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 6 × 1	・注文増加のデータが示されていない。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 7 × 0	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
41	4	産業観光課	823	聖籠夏まつり実行委員会補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（コロナ対策を踏まえた適正な事業実施）
委員会の意見	観光事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた適正な事業の実施に努められたい。	
個別意見	・事業を継続するのであれば、「（本事業の活用による）観光振興」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があったかを示す指標を確立すべきである（例 町民や観光客へのアンケート調査）。 ・祭りのライブ配信等町外へのPRを拡大してもらいたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 7 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 7 × 0	
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 7 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 7 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 7 × 0	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「観光振興」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 7 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 7 × 0	
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 7 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 7 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 7 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 5 × 2	
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
42	4	産業観光課	824	聖籠町サーフィン大会実行委員会補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（早急な事業（財政）計画の策定。できなければ廃止すべきである）
委員会の意見	次の３点について直ちに対応を求める。 １．町のかかわり方の整理 ２．事業計画書、工程表の作成 ３．クラウドファンディング、協賛金等の財政計画の策定 この３点を早急に対応されたい。 できない場合は、今年度の事業実施見送りも含め抜本的に再考されたい。	
個別意見	・現時点で財政計画が未定であることは、４ヶ月後に事業を実施することを踏まえると、実現が疑問であり、３ヵ月前までに策定できないのであれば、事業を中止すべきと考える（廃止）。 ・仮に事業を実施する場合であっても、「聖籠町のPR」という目的について、どれだけ達成できたのか、補助金として投じた費用に対してどれだけ効果があつたかを示す指標を確立すべきである（例 聖籠町認知に関する事業参加者へのアンケート調査）。 ・計画性がない事業で多額の補助金が計上された事に驚きを覚える。 ・この補助金額に不満を口にする町民が多く事業の理解度は低い。 ・聖籠町、またはにぎわい館をPRしたければSNSの活用等安価で行えることはまだあると考える。 ・競技関係者が地道に活動を行い町民から理解、支持され機運が高まってから町が関与すべき事業と考える。 ・今年度大会を実施するには準備がほど遠く感じられる。資金、運営計画等いまだ見えてこない。来年度に持ち越した方が良いのでは。 ・もっと話をつめてからでないと、望ましくないと思う。町をもりあげるためにも、しっかり考えて行うべき。 ・今まで通り、海レクサポートせいろ主催でいいのでは。	

委員指摘事項

１ ファクトチェック（事実確認）

（１）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（２）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 7 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 2	・（担当課説明：全国大会を開催）全国大会では無い、普通のローカル大会。 ・全国大会ではないそうなので昨年同様（町は関わらずNPOが実施）で良いのでは。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 6 × 1	・（担当課説明：実績額を参考）実績額が示されていない。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 6 × 1	・少数のサーフィン愛好家に偏っている。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 6 × 1	・事業計画書提示無し。
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 2	・ただし、補助金として投じた費用に対して、「聖籠町・にぎわい館のPR」という目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。 ・（担当課説明：観光振興に効果が発揮）データを示して開催する効果を明確にしていすべき。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 2	・聖籠町をPRした結果何を目的として行うのか不明。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 3 × 4	・イベントの財政計画が未定であることは、4ヶ月後に事業を実施することを踏まえると、実現が疑問である。 ・予算書の提示無し。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 3	・聖籠町のPRについてはニーズがあると考えられるが、にぎわい館については疑問である。 ・町内のニーズは低いと思う。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 2	・にぎわい館をPRするための大会であればサーフィンは切り離すべき。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 6 × 1	・（担当課説明：日本海側では珍しい町主催による実施で未来につながる投資と考える）未来に繋がる投資が不明。

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 7 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 4	・ イベントの財政計画が未定であることは、4ヶ月後に事業を実施することを踏まえると、実現が疑問である。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 7 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
43	5	社会教育課	1101	町PTA連絡協議会補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・ PTA活動など子育て事業に熱心な方へのサポートを充実してもらいたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助金事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
44	5	社会教育課	1102	文化団体連絡協議会補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にするとともに、協議会やこの補助金について、町民への周知を図られたい。	
個別意見	・ しっかりお知らせして継続してほしい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助金事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
45	5	社会教育課	1103	伝統芸能育成補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・ 2年に1回実施している「太鼓フェス」は、実行委員に町が会場の提供と委託金等による町の支援で成功している事例である。こういった支援をもっと拡げていってほしい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 1	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助金事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
46	5	社会教育課	1104	聖籠町青少年健全育成町民会議補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見		

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
47	5	社会教育課	1105	地域青少年健全育成活動補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・ 積算基準を見直し不公平感が無い方式に見直してほしい。 ・ 子供 1 人 1 人に平等に渡すべき。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 1	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
48	5	社会教育課	1106	町指定文化財保護管理補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見		

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
49	5	社会教育課	1107	聖籠町スポーツ少年団育成運営補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・補助金額を見ると他市町村より優遇されていると実感しています。ただし室内競技者の一人として競技設備の古さが目立ちチームの会費で修繕しながら使用しているのが現状です。今後減額の場合は設備の更新、体育館利用の簡易化をセットで実施して頂きたい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 1	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ やはり、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきと考える。（例 町民アンケート）
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
50	5	社会教育課	1108	スポネットせいらう補助金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・ スポネットせいらうが補助金に頼らなくても運営できるよう事業拡大して欲しい。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・ 不適切使途の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使途を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 5 × 0	
	町が関与すべき事業である	○ 5 × 0	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 4 × 1	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
51	5	社会教育課	1109	芸術・スポーツ文化振興奨励金

委員会による評価

事業の方向性	現状のまま継続	
委員会の意見	積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・何が公平なのかを町として整理されたい。 ・規定を設け制限無しで補助金を受取る仕組みを変更した方が良いと考えます。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・不適切使用の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使用を明示しておくべきと考える。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	
運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・用途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

(1) 適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 1	
	町が関与すべき事業である	○ 4 × 1	
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 5 × 0	
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 5 × 0	
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 5 × 0	
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 5 × 0	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 5 × 0	
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 5 × 0	
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 5 × 0	

(2) 交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 4 × 1	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	

聖籠町補助金等チェックシート（まとめ）

No.	ヒアリング回	担当課	事業コード	補助金名
52	5	社会教育課	1110	地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業補助金

委員会による評価

事業の方向性	見直しのうえ継続	→その他（目的に沿った使途になっているか。町民への普及は果たされたのか。定期的な見直しが必要。）
委員会の意見	補助金の目的に沿った使途になされているか改めてのチェックを求める。町民への普及度合いを把握したうえで今後継続するか否かを検討されたい。 仮に継続した場合でも定期的に見直し、事業目的（普及）や他に比べ、多額な補助額の不公平、不平等感について町民の理解を求めるべきである。事業効果が薄く、また、町民の理解が得られない場合は、県と協議のうえ、廃止することも検討すべきである。 また、積算根拠を明確にされたい。	
個別意見	・フェンシングはスポレク祭でも体験コーナーがあり町民に広く周知されているにも関わらず町内競技者が増加していない。 ・他競技と比較し優遇され批判の声も多く好意的な意見は少ない。 ・好成績を残せば良い考えは間違った認識を与え危険で高額な補助金の理由には当てはまらない。不公平感の強い補助金は見直しが必要と考える。 ・とても不平等。フェンシングばかりに、これほど補助を出すのは少しびっくりしました。 ・今までのことを見直し、チェックすること。	

委員指摘事項

1 ファクトチェック（事実確認）

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員指摘事項
公益性	町の政策・施策に位置付けられている（整合性がある）	
公平性	補助対象者に広く周知されている（町広報、個別案内等）	・不公平
	申請は窓口のほか郵送等でも受け付けている	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員指摘事項
補助対象の明確化	交際費、飲食費等のうち直接公益的な事業に結びつかない経費は、補助対象から外している（要綱等に規定）	・不適切使途の予見性を確保するため、予め要綱に不適切使途を明示しておくべきと考える。 ・規定し使途の明確化が必要と思います。
	滞納者への補助は行わない（要綱等に規定）	
	補助目的に照らして補助対象者の所得や団体の決算状況により対象を制限している	

運営費補助から事業費補助への移行	補助目的・使途及び積算根拠を明確にした事業費補助である（単なる運営費への補助ではない）	
	運営費補助であるが、補助年数を区切るなど事業費補助への移行を図っている	
	運営費補助であるが、設立して2～3年の団体を対象としたものである	

2 委員による評価

（1）適正化の視点による評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
公益性	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与している	○ 4 × 1	
	町が関与すべき事業である	○ 3 × 2	・ 関与すべき理由が不明。
公平性	補助率（額）に合理的な理由がある	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	被補助者が特定の者に偏っていない（対象者が多くいる場合）	○ 3 × 2	・ 少数の競技者に偏っている。 ・ 不平等だと思う。
有効性	事業目的に対して対象者の設定は適切である	○ 5 × 0	
	事業目的に合致した成果をあげ、期待された効果が発揮されている	○ 4 × 1	・ 町内競技者を増やすのが成果であり成績を上げるのが成果ではないはず。
	事業目的を達成する手段として最適である	○ 4 × 1	・ 活動内容が不透明。
	費用対効果は、妥当かどうか	○ 4 × 1	・ ただし、補助金として投じた費用に対して、事業目的にどれだけ効果があったかを指標等を用いて示すべきである。 ・ （担当課説明：補助額も少額のため）スポーツ少年団一人当たりの補助額と比較すると少額ではない。
社会情勢適合性・将来性	町民や社会のニーズがある	○ 4 × 1	・ （担当課説明：オリンピック出場に近い選手を輩出、社会のニーズあり）ニーズが無いから町内競技者が増えないのでは。
	環境（情勢）変化を踏まえた事業の見直しがされている	○ 4 × 1	・ 見直しされた形跡無し。
	活力と安心がある地域社会の構築・維持に向けて効果的な事業である	○ 4 × 1	

（2）交付基準の評価

項目	評価基準	委員評価	委員指摘事項
補助対象の明確化	国庫補助等に対する横出し補助ではない	○ 5 × 0	
補助率の適正化	補助率は1/2以内である	○ 3 × 2	・ 補助事業の透明性・公平性を確保する観点からも、積算根拠は明確にすべきである。
	国庫補助等に対する上乗せ補助ではない	○ 5 × 0	